

区職員による生活保護受給者の預金等着服事案に係る 再発防止策取組状況（令和2年1月末現在）等について

1 再発防止策の取組状況等について

平成29年10月に発覚した、生活保護受給者の預金等の着服事案に係る再発防止策については、生活保護業務における金銭管理に係る仕組み等、事務処理の見直しをはじめとして、組織としての管理体制の強化や、職員の倫理意識、資質等の向上に向けた取組等を掲げ、策定後、すみやかに着手できるものから順に、鋭意取り組んできた。

(1) 令和2年1月末現在における進捗状況

再発防止策については、策定当初14項目中「検討する」と表記していた項目は8項目あった。

策定後、すみやかに着手できるものから順に具体的に取り組みを進め、実行、検証、改善の流れによって適宜、防止策の改善を図ってきた中で、検討していく項目としては、令和2年1月末現在において、残り2項目となっている。

(2) 残る検討課題

① システム改修が必要なもの

新たなテンプレートやチェックリスト管理を、システム活用により一元的に管理するため、本来ならば今年度にシステム改修の仕様確定、令和2年度当初予算計上を予定していたが、令和元年9月補正で予算措置した他事業のシステム改修と合わせて、1年前倒しによるシステム改修を行うこととし、令和2年4月からシステム活用によるチェック体制の効率化が図られるよう進めていく。

② 人員体制等

令和2年度に向けて、地区担当員の過員2名は継続配置となり、社会福祉法上の標準数を確保している。また、新規事業に伴う保健師の増員等、体制整備を進める中で、経理事務の職員体制の強化については、引き続き事務分担の見直しを進めるとともに、課を越えて福祉事務所全体としての執行体制等について検討していく。

2 検証結果に基づく今後の方向性について

事務処理増に対しては、システム改修に合わせて新たなテンプレートやチェックリストの一元的管理の仕組みを構築し事務軽減を図り、ケースワークに専念できる環境を整備していく。

また、新たな自立支援施策導入や業務の切り分け等により事務事業の効率化を進め、適正で効果的な事務執行体制を進めていく。

一方、地区担当を統一して2年で変更することについて、2年度にわたり実行してきた。担当替えにより事務処理の適正化が図られているものの、地区担当員の経験の長さに関係して、場合によっては被保護者への影響もあることから、原則2年としながらも、2年～3年の幅を持たせることで、地区担当員及び被保護者の信頼関係構築等を進めていくものとし、引き続き検証を行いながら、令和2年度中には担当替えの年数を定めていくこととする。

併せて、福祉行政を担う職員の資質向上のため、生活福祉課だけでなく健康福祉部全体を対象とした、さらなる研修体制の強化、充実を図りながら人材育成を進め、区の福祉行政としての公的責任を果たしていく。

3 元職員の返還状況について

令和2年1月末現在 残金 283,219円

4 今後の予定

令和2年10月 再発防止委員会において取組状況を検証